

平成27年度大磯町教育委員会第7回定例会議事録

1. 日 時 平成27年10月15日（木）
開会時間 午前9時00分
閉会時間 午前10時45分

2. 場 所 大磯町郷土資料館

3. 出席者 藤 家 崇 教育長
青 山 啓 子 教育長職務代理者
中 野 泉 委員
曾 田 成 則 委員
濱 名 三代子 委員
岩 本 清 嗣 教育部長
小 島 昇 学校教育課長
山 口 友紀子 学校教育課副課長
佐 川 和 裕 生涯学習課長兼図書館長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
森 田 敏 幾 参事（地域総合戦略担当）
瀬 戸 克 彦 子育て支援課長
秋 本 篤 史 （書記）学校教育課教育総務係長

4. 欠席者 なし

5. 傍聴者 2名

6. 教育長報告

7. 付議事項

- 議案第15号 大磯町立中学校給食・調理配送等業務委託事業者の選定について
議案第16号 大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
議案第17号 大磯町立幼稚園園則の一部を改正する規則について

8. 協議事項

- 協議事項第1号 平成27年度大磯町教育委員会の点検・評価(案)について

9. 報告事項

- 報告事項第1号 平成27年度第3回(9月)大磯町議会定例会について
報告事項第2号 平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について
報告事項第3号 平成27年度優良PTA神奈川県教育委員会表彰について

- 報告事項第4号 第14回大磯図書館まつりの開催について
報告事項第5号 図書館教養講座「資料と映像でたどるモダン・ジャズの歴史」
の実施結果について
報告事項第6号 企画展「海の中の植物・海藻～いろいろな色 いろいろな形～」
の実施結果について
報告事項第7号 旧吉田茂邸再建検討会議の開催結果について

10. その他

(開 会)

教育長) 出席委員が5名で定足数に達しており、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立します。

なお、本日は傍聴を希望されている方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可します。

暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(平成27年度第6回定例会議事録の承認)

教育長) 「平成27年度第6回定例会議事録」は、1ページから14ページに記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「平成27年度第6回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

教育長報告

教育長) それでは、9月定例会開催後の平成27年9月24日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

9月30日、第3回目となる総合教育会議が開催され、教育大綱策定に向けての協議が行なわれました。委員の皆様には、ご出席いただきありがとうございます。

10月1日、9月議会定例会が閉会しました。議会の内容につきましては、後ほど事務局より報告いたします。

10月10日、大磯小学校及び国府小学校で運動会が開催されました。子どもたちの元気な姿を保護者や地域の方にご覧いただきました。

10月13日、国府中学校体育館耐震補強・改修工事の説明会を、保護者及び地域の方を対象に実施しました。

その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

また、9月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する事、専決した事項に関する事、その他について報告いたし

ます。9月定例会においてご審議いただきました、国府中学校耐震補強・改修工事の請負契約の締結について、町議会の承認もいただき10月1日付けで本契約を締結いたしました。同じく9月定例会でご審議いただきました大磯町いじめ問題対策・調査委員会規則を10月1日より施行しましたことをご報告いたします。報告につきましては、以上でございます。

議案第15号 大磯町立中学校給食・調理配送等業務委託事業者の選定について

書記が議案を朗読し、教育部長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 議案第15号、大磯町立中学校給食・調理配送等業務委託事業者の選定について、ご説明いたします。

まず、契約候補者ですが、議案にありますように神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目20番7号、エンゼルフーズ株式会社です。

説明資料の2ページをご覧ください。大磯町立中学校給食・調理配送等委託業者選定委員会における審査の概要です。

選定委員は小・中学校の保護者を含む10名で、記載のとおりです。オブザーバーとして、平塚保健福祉事務所の生活衛生部長と東京地方税理士会平塚支部の税理士にご協力いただきました。

選定委員会は8月23日と9月29日の2回開催しています。

応募事業者は2社あり、8月23日の第1回選定委員会では各事業者のプレゼンテーションを受け、ヒアリング審査を行いました。

9月29日の第2回選定委員会では、実際に調理場を視察し、調理場についての説明を受け、試食を行いました。その後、役場に戻り、調理場視察に係る意見交換と、オブザーバーによる所見の確認をしました。平塚保健福祉事務所の所見につきましては、食品衛生管理について「食品衛生監視票」に基づく所管保健所の指摘事項の内容と、指摘事項が改善されていることを確認しました。税理士の所見につきましては、「本事業にかかる経費の確保」「経営状態の健全性」「会計処理の適切性」について、各事業所とも「特段の問題はない」ことを確認しました。

この後、各委員が採点を行い、集計した結果が資料1ページになります。各委員が表の10項目についてそれぞれ10点ずつの配分で採点を行いました。その結果、事業者1の合計点が676点、事業者2エンゼルフーズ株式会社の合計点が724点、事業者1を高得点とした委員が2名、事業者2エンゼルフーズ株式会社を高得点とした委員が7名、両事業者を同点とした委員が1名となり、選定委員会としましては議案にありますとおり、エンゼルフーズ株式会社を契約候補者として選定しました。

ご審議の上、選定委員会が契約候補者としたエンゼルフーズ株式会社と契約事務を進めることにつきまして、ご承認をよろしくお願いいたします。

なお、説明資料の3ページには、契約候補者を決定した後に委託事業者等に期待することとして各選定委員からいただいたコメントをまとめました。

また、各事業者が応募の際に提出しました参加申込書、会社概要書、企画

提案書を資料４ページ以降に添付しました。事業者１が４ページから１０ページ、事業者２エンゼルフーズ株式会社が１１ページから１７ページになります。説明は以上です。

質疑応答)

中野委員) エンゼルフーズさんの試食が済んでおりまして、非常においしくいただき、しかも内容が、一つの箱の中に焼き物、和え物、炒め物といった、いろんな種類の調理法で本当にバランスよくつくられていたのが非常に印象的でした。小学校と同じく、中学校も義務教育です。その義務教育の中で食事というのも義務教育の一環として、私は食育として続けたいと思っております。

他地区の中学校のお母さんにお話を聞いたところ、その地区も給食がないのですが、「３年間ぐらい好きなものを好きな量、食べさせてあげれば良いのではないか」というような意見が多かったという話を聞きました。大磯町はそういうことをしたくないと思い、また３食のうち１食ぐらいは、プロの栄養士がつくった、その年齢にふさわしい量と栄養バランスについて考えられた食事をさせたいと、そういう願いで給食を始めましたので、ぜひこの辺は皆さんにご理解いただけたらと思っております。いまだに誤解があったり、反対があるかと思いますが、ぜひともその辺をご理解いただきたいと思います。

それから、いろんなところで事故等、ニュースを日々耳にされて、保護者の方々も不安に思われているかと思っておりますけれども、この業者さんにつきましても、ぜひとも安全に、自分の子どものためにつくる食事と考えて、安全を心がけてつくっていただきたいと思います。

青山委員) １ページの表の中の９番の、見積価格の「２４６円＝６点」というのがあるのですが、この金額は、どのように算出しているのでしょうか。６点というのは６品目という意味でしょうか。１ページの表の（９）の評価のポイントの中の説明をお願いします。

教育部長) まず点数は、１０点満点で、標準点、普通のということで６点、それを基準点にしておりまして、それより上回る場合には８点、１０点ということになっています。

そして、２４６円というのが予算の範囲ということですので、全体の予算の範囲で、１食当たり２４６円（税引き価格）、これが最低限、それより上回ってしまったら当然失格になりますので、そういう意味で、ここはあえて２４６円ということで明示させていただきました。

青山委員) わかりました。

あと、２ページのところの議題２、オブザーバーによる所見の平塚保健所のところですが、各事業所に１～２点の指摘があるものの、既に改善されたということが書かれています。これはどのような指摘があったのか、具体的に教えてください。

教育部長) まず、食品衛生監視票というのが、食品衛生法の法律の中で、このような大規模な調理施設に対して、各保健所が年に１回以上点検するということになっています。直近のそれぞれ事業者の所管保健所、平塚保健所ではない

のですが、所管保健所から食品衛生監視票を入手しまして確認したところ、今年度に1回、点検をしております。その点検において1～2点の指摘があったということです。

1～2点というのは、いずれも排水が、水がちょっとたまってしまっているとか、調理器具等の掃除がしにくい場所があるというような指摘でした。これについては、当然のことながら指摘を受けたらすぐに改善しなければならないものなので、その各事業所に確認し、それは改善されたということで、確認しています。

青山委員) わかりました。改善されているということで、ここに書いてあるように問題はないと思います。

今回の選定は2つの業者さんから、どちらかということになりました。この採点シートを見ていますと、5番のアレルギーの対応とか、あるいは7番の学校給食の意義についてどのように理解しているかという部分で、この2つの業者さんの中で、採点は大きな差が特に出ているのかなというふうに思いました。この点差については、後ろにあります各者の企画提案書を少々読んでみますと、十分理解できるところだと思います。やはり、後ろの企画書を読まれた審査員の皆様が、的確に判断していただいたのだらうなと思います。また、調理場の視察とか、あるいは試食もしていただいて、子どもたちの安心な給食の提供というのを丁寧に審査していただいたと思います。

この結果から見まして、審査結果としてエンゼルフーズさんが出ていますけれども、これを契約の候補者にすることについては、特に問題はないと思います。

教育長) 他にございますか。濱名委員。

濱名委員) 給食を食育の一環として、教育の材料とするのであれば、もう少し保護者も入れて知識を共有しないと意味を持たないと思いますので、一工夫加えていただきたいと思います。

それで、表を見まして、一番怖いのが集団食中毒だと思うのです。3番と8番の衛生面のところの点数がどちらも低いような気がするのですが、以前ありましたO157の集団食中毒のときも、こちらのエンゼルフーズさんは設立が45年ですので、営業されていると思うのですが、そのあたりのところの工夫とか、何か伺っていらっしゃいますか。

教育部長) 特別な工夫というのは特に聞いておりません。ただ、O157の問題とかいろいろありましたけれども、エンゼルフーズさんでは、これまでにそういった食中毒に対する事故等は一応なかったと聞いています。

現場を視察させていただいて、保護者の方からの意見もあったのですが、両者とも衛生面等については、特に施設等について問題はなく、あと差異はなかったですが、一つはエンゼルフーズさんの場合は現状の施設で行えるというのが、一つだったと思います。事業者①さんについては、まだちょっと整備中ということもありましたので、この辺がちょっと不確かなところもあったということです。

特に衛生面については、やっぱり一番の問題、課題でもありますので、それについては、これはもう法律で決まっている内容もあるのですが、私たちも白衣を着て、それでエアシャワーを受けて、消毒してという、入る前の手

順もすごくシビアな形でしたし、衛生については最も大事なところということで、対応しているというふうに感じました。

濱名委員) ありがとうございます。

義務教育ではあるのですが、給食というのは各自治体でどのような方向とするかというのを決めていいというふうに捉えているのですが、こちらの選定委員のコメントを読んだときに、自分の子どもに食べさせる思いでというふうに業者さんがおっしゃっているところが心に残ったという、非常に私もありがたいコメントだと思うのです。

不特定多数に与える食事ではなくて、大磯町の中学の子どもたちが食べる、実際には顔が見えないかもしれませんが、想像しやすい子どもたちにつくる料理ですので、家庭でつくるように、地場の米を使ったりですとか、農薬を極力減らされた野菜を調達したり、肉とか魚を使って加工食品は使わない、調味料も選んで使っているというふうな工夫がしていけるとと思います。そういうところの食育のことも一つ、自治体として議論して加えていただけたらありがたいと思います。

教育長) ほかはございますでしょうか。

それでは、ないようでしたら質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。

議案第 15 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 15 号「大磯町立中学校給食・調理配送等業務委託事業者の選定について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

議案第 16 号 大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について 議案第 17 号 大磯町立幼稚園園則の一部を改正する規則について

教育長) 次に、議案第 16 号「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」及び議案第 17 号「大磯町立幼稚園園則の一部を改正する規則について」を一括して議題といたします。

書記が議案を朗読し、教育部長から提案理由の説明を行った。

子育て支援課長) それでは、議案第 16 号「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」及び議案第 17 号「大磯町立幼稚園園則の一部を改正する規則について」を合わせて、ご説明いたします。

本議案については、どちらも、国府幼稚園とたかとり幼稚園の統廃合及び認定こども園への移行に伴う準備として、規則等の一部を改正するものです。

それでは、始めに議案第 16 号についてご説明いたしますので、説明資料をご覧ください。

改正概要については、今説明したとおり町立幼稚園の統廃合に伴う規則の一部改正となります。改正内容につきましては、2 ページ以降の新旧対照表

をご覧ください。第2条の下線部分については、後ほど説明いたしますので、始めに第4条をご覧ください。町立幼稚園の管理運営に関する規則の第4条では、町立幼稚園の園児の「定員」を定めております。定員については、認定こども園への移行に合わせて、徐々に定員数を減らして、認定こども園の定員数にすり合わせていく計画ですので、現在国府幼稚園の3歳児の定員が25名となっているものを平成28年度は20名に変更するものです。

次に5条をご覧ください。第5条では、幼稚園の通園区域について定めております。こちらは、今回の統廃合により平成30年度には町立幼稚園が町内に2園となることや、平成28年度に3歳児として入園する園児が、平成30年度に年長組（5歳児）として在園していることなども踏まえ、園児や保護者の方の不安等に配慮し、平成28年度より自由に幼稚園を選択できるように通園区域を廃止するものです。そのため第5条の通園区域に関する部分を全て削除いたします。また第5条以降の条がずれますので、条ずれに応じた条の改正いたします。

資料の5ページをご覧ください。

通園区域については、現在は、教育委員会が別に定めるということで、「大磯町立幼稚園通園区域に関する要綱」で詳細を定めておりますが、今回の規則改正にあわせて、通園区域に関する要綱を廃止してまいります。ただし、この要綱第3条に「就園の特例」ということで、資料の8ページにあります別表2の理由に該当する幼児が通園区域外からの就園を希望する場合は、教育長の許可を受けて通園区域外から就園することを認めておりましたので、その特例を残すために、この度の規則改正では第2条の中に、ただし書きを追加いたしました。（資料を戻って頂き2ページの、改正案の上から4段目になります。）

これにより、今までと同様に通園区域外にいる幼児も町内の幼稚園に就園できることとなります。詳細については、今後要綱で定めていきますが、具体的には現在の要綱に記載のある条件等に該当する幼児が対象になると考えております。

最後に、現行の第31条の「委任」について、内容の変更はありませんが、記載の仕方（言い回し）を修正しております。

議案第16号の改正内容は以上となります。

次に、議案第17号について、引き続きご説明いたします。説明資料をご覧ください。

こちらの改正概要も、幼稚園の統廃合及び認定こども園への移行の準備として大磯町立幼稚園園則の一部を改正するものとなります。また改正内容につきましては、先程の管理運営に関する規則の改正と同様に、通園区域を廃止することに対し、園則の一部を改正するものとなっております。

それでは、資料2ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、第3条になりますが、「入園の資格」の部分に区域外（町外）からの就園が可能になるように、下線部分の但し書きを追加いたしました。議案第16号で説明したとおり詳細については、今後要綱で定めていきたいと考えております。

また、現行の第5条に記載のあります「通園区域」に関する部分を全て削

除いたしますので、こちらについても第5条以降が条ずれいたしますので、条ずれに応じた条の改正を行います。なお、こちらも現行の第20条にあります「委任」に関する部分について、内容の変更はありませんが表題の部分を修正しております。

議案第16条「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」及び議案第17号「大磯町立幼稚園園則の一部を改正する規則について」の説明は以上となります。

質疑応答)

中野委員) 文言のことで恐縮なのですが、この両方の第2条、町立幼稚園のほうの園則と管理運営の両方ですが、園則の第3条、管理運営の第2条、両方とも、「ただし」のあと、「教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない」という文章がいずれも追加されているのですが、これをこのまま読むと、本町に住所を有しているというところにしておかないと、3歳から小学校に就学するまでの年齢という枠を外して、ただし、この限りではないというのは、3歳以前でも入れるというような印象になってしまわないかなと心配になったのですが、いかがでしょうか。

子育て支援課長) 私どもが考えているのは、この住所を有しているというところのただし書きで言っているのですが、ただ、この後に満3歳というのが入っているんで、そこも含められないかという意味合いですよね。

中野委員) はい、そうです。

子育て支援課長) それにつきまして、担当課といたしましては、本町に住所を有しているというところのただし書きということで理解しているつもりですが、そのことについては、文書法制の担当のほうと再度調整した中で、読み込みがどのようにできるかということで、確認させていただきます。

中野委員) よろしくお願いします。一見、両方とも、こども園を想定して3歳児以下の子も預かるつもりなのかなと、ふと思ったもので、すみません。ご検討いただければと思います。私以外にはほかに勘違いされる方がいらっしゃらなかったら、結構です。

濱名委員) 私もそう思っていました。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第16号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第16号「大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。つづけて議案第17号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第17号「大磯町立幼稚園園則の一部を改正する規則について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

協議事項第1号 平成27年度大磯町教育委員会の点検・評価(案)について

学校教育課長) 協議事項第1号 平成27年度大磯町教育委員会の点検・評価案について、概要を説明いたします。

1 ページは目次です。2 ページから4 ページまでは、はじめにと題して、教育委員会の制度や仕事内容、点検・評価の趣旨と対象、点検・評価の流れについて記述しています。教育委員会制度が本年4月から変わりましたが、今回の評価の対象は平成26年度になりますので、記載内容は昨年度までと変更ありません。

5 ページから25 ページまでは、平成26年度教育委員会の活動状況について項目別にまとめたものです。26 ページから29 ページまでが、平成26年度の教育委員会活動の各項目について、教育委員自らが評価、内部評価をした結果です。

30 ページから37 ページまでは、外部評価者2名による内部評価の妥当性についての評価と指導・助言をしていただいた内容となります。ここは少し説明を加えさせていただきます。まず、(1) 教育委員会議です。内部評価の妥当性について、評価委員お二人ともすべての項目で内部評価は妥当性がある、としています。指導・助言として、定例会が役場での開催が多くなっているが、国府支所でも開いたらどうか、また例えば休日や土曜日に開催するなど日程の工夫が必要ではないかというご意見がありました。次に、

(2) 事務連絡調整会議です。内部評価の妥当性については、評価委員お二人ともすべての項目で内部評価は妥当性がある、としています。指導・助言では、「大磯の教育の未来に関わるような長期的な展望にたった内容の勉強会、研修会なども積極的に実施していただきたい。」とあります。次に、

(3) 意見交換会・懇談会についてです。内部評価の妥当性については、評価委員お二人ともすべての項目で内部評価は妥当性がある、としています。指導・助言では、一般保護者の参加を多く望むこと、学校単位の懇談会ではなく、小中接続や町全体の視点をもって意見交換会や懇談会を開催することが提言されています。次に、(4) 訪問、学校・幼稚園・保育園についてです。内部評価の妥当性については、項目②の「学校・幼稚園・保育園訪問を通して得られた情報やご意見をその後の教育行政に生かすことができたか」に関して、「教育行政への反映についてはやや具体性に欠ける。」「財政にも関わる問題であるため、容易に実現できるものではないが、常に改善努力をお願いしたい。」という意見です。指導・助言では、「教育委員会が正しい意思決定をするためにも各学校の現状を一方的に聞き取るだけでなく、教育委員自ら学校現場の問題点を認識する意識で取り組んでいただきたい。」とあり、特に教職員の勤務状態について問題意識を持ち続けてほしいとされています。(5) 訪問、行事等についてです。内部評価の妥当性については、評価委員お二人ともすべての項目で内部評価は妥当性がある、としています。指導・助言では、教育委員の見識を高めるため、教育委員会連合会研修会等への積極的な参加が求められています。一方で、多くの訪問事業があるため、形式的な訪問があるとすれば見直してもいいのではないかというご意見がありました。外部評価につきましては以上です。

次に、38 ページから 59 ページまでは、平成 26 年度教育委員会基本方針に基づき教育委員会事務局で評価した内容に係る教育委員によるその妥当性と改善事項等のご意見となっています。教育委員による評価につきましては、委員の皆様の記述をそのまま記載しましたが、評価の妥当性につきまして本日の資料では多数意見や事務局評価を基本に整理していますので、このあとご協議いただきたいと思います。具体的には、例えば 40 ページの①教職員の研究・研修の評価欄の最後の 1 行にアンダーラインがあります。このアンダーラインのある部分が委員の皆様の意見が分かれた箇所となります。ここでは A 評価と C 評価に分かれましたが、本日の資料では多数意見であった C 評価にまとめています。次の 41 ページの② I C T の整備・活用では、A 評価、B 評価、C 評価に分かれましたので、事務局評価の C 評価にまとめています。59 ページまでに全部で 13 箇所のアンダーライン部分があります。後ほどご協議をお願いいたします。また評価の妥当性のほかに、記述事項について修正すべき点や加筆すべき点などがありましたら、併せてご協議いただきたいと思います。

最後に、60 ページから 66 ページまでは資料編です。関係法令、教育委員会定例会議事録のホームページ案内、平成 26 年度教育委員会基本方針を参考資料として掲載しています。

点検・評価案の説明は以上です。

なお、外部評価のページは、昨日外部評価委員会を開催しましたので、表現に若干の修正を加えることになります。本日もご協議いただきます内容も反映させて最終的な案を作成し、11 月の教育委員会定例会にてご審議いただき、最終決定とさせていただく予定です。

それでは、ご協議をよろしくお願いいたします。

質疑応答)

教育長) それでは、まず「平成 26 年度教育委員会基本方針」についての点検・評価に係る教育委員による評価について協議したいと思います。事務局から説明がありましたとおり、40 ページから 58 ページに評価の分かれた項目が 14 箇所あり、アンダーラインが引かれています。本日の資料は、多数意見や事務局評価を基本に評価が整理されていますが、ご意見がありましたらお願いいたします。

曾田委員) 昨年も、この点でいろいろと悩みながら評価をさせていただきました。私たちは昨年も同じことを言わせてもらっているのですが、教職員の研究・研修、その他意見が分かれたところ、非常に謙虚に対応されているので、それについて、私はそうではないよというところで意見が分かれています。

しかし、今ご提案いただきました多数のほうの、例えば C 評価であるとか、そのような点については、それについて異議を唱えるものではございませんが、もう少し評価を遠慮せずに、できているものはできていると、できていないものは、現実はどうですよというようなことを、もう 1 回考えられてもいいのかなと、少し謙虚過ぎるのではないかという私の気持ちが、意見が分かれたところだと思っています。

青山委員) その評価の点については、非常に謙虚であり、そうでありながら、必ず

皆さん目標を高く持って研修・研究をしていらっしゃるということは、日ごろからよく理解しているところです。

でも、どこまで研修して、どのような成果が必要かというのは、常にその限界を少しずつ高くして、充実していくものだと思います。満点ということはないということで、おおむね達成できているのではないか、BかCかというところを私は思ったのですが、事務局の謙虚なところを酌みまして、私はCとしたところもなのですが、決してそれが、Aではなくて、2段階下で批判しているという、そういう意味ではもちろんないと思います。

教育長) 温かい評価をいただいて、ありがとうございます。

中野委員) 正直、私はAとかBとかCとか、どちらでもよいという気がしているのです。要はこの内容であって、どうすればいいか、今後、足りない部分はどうしたらいいのかというところが重要なので、正直、もうCでもBでもどちらでもいいなというのが私の考えです。

教育長) 濱名委員さん、何かありますでしょうか。

濱名委員) 私も評価というよりも内容重視でして、すぐに結果が出るものではないわけですから、みんなでこういうことを考えて、こういうふうにしていきましようということで、意見を出し合うものだと思っております。

教育長) 改善に役立てるための評価であってほしいというようなご意見から、温かい、むしろ支援するようなお言葉をいただいたのですが、その他の教育委員会の点検・評価（案）につきまして、全体を通してご質問等があればお願いしたいと思います。

中野委員) 先ほど小島課長からお話がありましたように、外部評価について、ちょっと一言言わせていただきたいと思います。

小島課長からのお話がありましたように、まず、1、義務教育については、地域住民の意見を吸い上げやすいような新たな仕組みの工夫が必要。事務連絡会議では、大磯の教育の未来にかかわるような長期的な展望に立った内容の勉強会、研修会も積極的に実施したほうがいい。3につきましては、意見交換会・懇談会も、小中、または大磯、国府の地区という分け方ではなく、大磯町全体の視点をもって開催してもいいのではないかという点。訪問につきましては、予算については、粘り強く町当局に当たってほしいという点と、一方的に聞き取るだけでなく、教育委員みずから現場の問題点を認識する意識で取り組んでいただきたいと思いますという点。そして最後、訪問につきましては、スクラップ&ビルドの意識でもって訪問行事の精選を図ってはどうかということと、中学校と高校の連携についても視点を置いたらどうかというご指摘につきまして、新たな課題をいただいたなと思いました。今後、これを目標にして教育委員会を進めていきたいと思いました。

教育長) ほかの委員さんはいかがでしょう。

濱名委員) 36 ページにあるのですが、外部評価のところで、教職員の勤務状況についても引き続き問題意識を持ち続けてというところを聞いたときに、その多忙感ということで、中学校で今度給食が始まるのであれば、給食費の徴収というところを現場任せにしないで、何かそういうシステムがつけられたらいいと思うのですが、いかがでしょうか。

といいますのも、朝出のときにいつも小学校の先生がうろうろとされてい

るのを見て、ご挨拶はするので、何をされているのかを聞くと、給食費の徴収で各家庭を回っている。非常に大変なことをされているなというふうな印象を持っているのです。ちょっと仕事が増えていくのではないかと懸念しています。

学校教育課長) 点検・評価の中で、実際に昨年度の訪問の記録として、大磯小学校の懇談会の内容の中に教員の勤務時間の記述があり、教員が忙しいのではないか、小学校でそうであれば中学校はなお忙しいのではないかというところから、教育委員の皆さんにこの勤務状態について、問題意識を持ち続けてほしいという外部評価委員からの意見をいただいていると思います。

教育委員さんに対する評価についての指導・助言ではありますが、ここに書かれていることは、やはり事務局としても同じように課題として捉えていかなければならない内容だというふうに感じています。

そういった意味で、今、濱名委員から具体的にご指摘のありました、中学校給食が始まるに当たって、給食費の徴収については、教職員の負担についてしっかり考慮してほしいというご意見というふうに受けとめさせていただきました。

給食費の徴収方法については、現在調整中です。その検討の中で、やはり学校現場、教職員の忙しさは一つの要素として検討していますので、今後決定するに当たりましては、配慮をしていきたいと思っています。

中野委員) そのことについて、実際、他地区で給食を実施している学校を訪問させていただいて思ったんですが、忙しいという意識はないという校長先生からのお話でした。

しかも、そのある学校は、朝の読書もやっています。どうやって時間をやりくりしているのか、そのことなどについて詳しくお聞きすることはできなかったのですが、厳しいことを言うようですが、給食が始まったからといって忙しくなるというのは、工夫が足りない気がします。それは教職員だけではなく、教育委員会全体に対してなのですけれども、やはり何か解決策を考えて工夫をしていかなければいけないことだと思っています。

教育長) ご意見として承っておきます。ほかにございますでしょうか。

青山委員) 今は外部評価からのいろんなご意見のほうに話が進みましたが、この評価について戻したいと思います。

最初の教職員の研修・研究のところですが、今C、Aと分かれている部分ですが、これについては、授業に活用されていないという課題を含めて考えてもいいのではないかなと思っているのですが、このCかAにするかという部分です。

曾田委員) その点で、私、最初に申し上げましたように、私は皆さん謙虚だからといったことでもうご理解いただけたと思います。Cで問題はないということを表示したつもりですので、よろしいと思います。

青山委員) はい。失礼しました。

それで、今の点のところ、この枠の一番上に「前年度より引き続き委託された事業の成果をもとに」とあるのですけれども、最初のこの事業というのは、かながわ学びづくり推進地域研究委託事業ということを書いたのですが、これは前年度より引き続きということで、間違いじゃないでしょうか。

40 ページですね。

学校教育課長) この前年度より引き続き委託された事業というのは、かながわ学びづくり推進地域研究委託事業を指してしまして、これは平成 25 年度、26 年度と 2 年継続して実施したのになりますので、間違いありません。

教育長) よろしいでしょうか。それでは、以上の意見を踏まえて、来月の定例会で最終的に決定したいと思います。

報告事項第 1 号 平成 27 年度第 3 回(9 月)大磯町議会定例会について

教育部長) 平成 27 年 第 3 回 大磯町議会定例会の概要についてご報告します。

会期は 9 月 1 日から 10 月 31 日までの 31 日間の日程で行なわれました。

資料の 1 ページをお開き下さい。提出議案の一覧でございます。教育委員会関連は、太字の丸数字で表記した部分で、件数番号⑤、⑥、2 ページに移りまして⑫、⑬、3 ページの⑰でございます。はじめに、議会初日の 9 月 1 日の議案等の審議についてご報告いたします。

4 ページをお開きください。議案第 53 号「工事請負契約の締結について」です。こちらは、郷土資料館の展示リニューアル工事の契約について議会の承認を求めたものです。

主な質疑応答について報告します。

竹内恵美子議員からは、工事請負会社の概要、資料館の根本的な修理・改修の考え方、中庭の整備、御船の地区との調整についての質問がありました。

三澤龍夫議員からは、常設展示の内容変更、吉田茂邸との関係性、回廊やホールの活用について、質問がありました。

関威國議員からは、リニューアルの理由・目的、郷土資料館の平成 26 年度入館者数及びリニューアル後の目標数、展示等の改善案について、質問がありました。

鈴木京子議員からは、予算措置の根拠、実施設計の委託先と金額、実施設計委託業者の専門性、設計監理の委託先と金額、展示物、吉田茂の事実と評価、工事中の休館日について、質問がありました。

柴崎茂議員からは、継続費の妥当性、平成 26 年度の事業費について、質問がありました。

渡辺順子議員からは、県の補助金、御船のための寄附について、質問がありました。

高橋英俊議員からは、予定価格と調査基準価格及び失格基準価格の基準、入札の予定価格の決定について、質問がありました。

質疑終了後、採決の結果、賛成多数で可決しました。

次に 5 ページをご覧ください。一般会計補正予算(第 4 号)でございます。教育委員会関連の補正予算は、丸数字で表示した部分で、歳入の⑧小学校教育に対する寄附金、飛びまして 7 ページ、歳出の⑮から⑰、書画カメラ及びワイヤレス・ペンタブレットの購入費、大磯小学校のスチームコンベクション、国府中学校緊急修繕に伴う修繕料、高麗山御輿の修理等に対する補助金、郷土資料館中庭改修の設計委託でございます。

主な、質疑応答としましては、鈴木京子議員からは、郷土資料館の中庭改

修の件で、工事費の概算費用は、設計委託の入札方法及び観光の核づくり事業予算化の考え方は、について質問がありました。

玉虫志保実議員からは、旧吉田茂邸に設置予定のオブジェの言葉について、質問がありました。

質疑終了後、採決の結果、賛成多数で可決しました。

次に、議案第 60 号、教育委員会委員の任命についてです。質疑された議員はなく、採決の結果、賛成多数で承認されました。

続いて、9 月 8 日に行なわれた平成 26 年度決算に対する総括質疑の概要についてです。9 ページをご覧ください。3 名の議員から質疑があり、教育委員会関係は、坂田よう子議員から 1 問、質問がありました。質問内容は「平成 26 年度重点施策に対する実績と効果について」のうち、(4) の教育について、でございます。

町長から、全ての小中学校の児童生徒用コンピューターを新規リースするなど I C T 環境を充実したこと、大磯小学校給食室の床の塗装、国府中学校体育館の耐震診断を実施し、安心安全な教育環境整備に努めたこと、町立学校の全ての教員が、「わかる・楽しい授業づくり」という共通のテーマのもと、町全体で授業改善の実践研究にも取り組んだこと、学校図書館司書を各学校に 1 名ずつ専属としたこと、寄附金を活用して図書の充実を進めたこと、指導協力員の配置時間数を拡充したこと、中学校給食の導入を決定、準備を開始したこと、町内の私立・町立の幼稚園・保育園の年長児童が一堂に集まり、「いそっこフェスティバル」を開催したことなどを挙げ、厳しい財政状況であったが、力点として教育環境の整備に努めた、と答弁しました。

続いて、9 月 10 日、11 日に行なわれた一般質問の概要についてご報告いたします。

11 ページをお開きください。11 名の議員から 24 問の質問があり、教育委員会関係では、5 名、6 問の質問がありました。

はじめに、2、二宮加寿子議員の質問です。「18 歳からの選挙で町の方向性と対応は」の質問の(1) 学校での主権者教育の取り組みに関する質問でした。

教育長から、主権者教育について、小学校では社会科の授業で、国民主権と関連づけて指導を、中学校では社会科・公民の授業で、主権者として政治に参加する意義を自覚させることを指導している。特に選挙は主権を持つ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法であり、議会制民主主義を支えるものであることを理解させ、良識ある主権者としての主体的に政治に参加することの意義を考えさせている。

教科指導以外では、小・中学生が子ども議会に参加したり、中学校では生徒会選挙を行うなど生徒会自治としての認識を持つよう指導している。選挙権が 18 歳に引き下げられるに伴い、国では高校生向けの副教材、教師向けには指導資料を作成する。これらの資料も参考にしていきたい、と答弁しました。

再質問については、戦争体験を聞く授業について、などの質問がありました。

次に、12 ページをお開きください。4、清田文雄議員からは、「1. 大磯

町の防災対策について」の（３）小・中学校の防災訓練についての質問でした。

町長からは、小・中学生も災害に備えた日ごろの訓練は重要である。災害時の避難所等での活動などに触れ、訓練に参加し経験をしてほしいと考えている。各地区の自主防災組織等で行う地域の防災訓練で地域から声かけをしてもらい、家族連れで小・中学生の参加をお願いしている。

教育長からは、小・中学校では、全ての学校で防災担当者を校務分掌に位置づけ、防災マニュアルを作成し、災害が起こったとき、児童生徒が身の安全確保を第一に適切な行動がとれるよう、避難訓練や防災教育を実施している。年間計画を立て、地震や津波、火災等に対する避難訓練や保護者への引き渡し訓練、シェイクアウト訓練等を行っている。

中学校では、１月または３月に大震災の教訓を踏まえた防災教育を行なっている、と答弁しました。

続いて、「２．中崎町政の二期目を問う」の（１）国府幼稚園廃止に伴う認定こども園への移行についての質問でした。

町長からは、子ども・子育て支援新制度がスタートし「大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おいそ～」に位置づけた計画により、国府幼稚園をたかとり幼稚園に統合する計画となっている。８月に説明会を開催した。今後も保護者と地域の方々に、早く、適切に、わかりやすい情報発信に努めていく、と答弁しました。

再質問としては、こども園の建設工事中のたかとり幼稚園への振りかえ保育の考えについて、二人目の子どもの同じ園への入園について、自家用車による通園条件の緩和について、きめ細やかな行政サービスの必要性について、運営法人の選考・決定についての情報開示について、相談窓口について、などの質問がありました。

次に、14 ページをお開きください。８、渡辺順子議員の「４．図書館の職員配置は適切か」についての質問でした。

町長からは、館長の不在を補うため今年度から新たに副館長職を設置し、体制の充実を行なっている。副館長以下、協力して業務を行なっており、ボランティアの方や多くの関係者の協力をいただき、町民サービスに支障のないように努めている、と答弁しました。

再質問では、館長兼務による職員の声について、子育てで選ばれる町として町民ニーズをどのように把握しているか、司書の役割の重要性について、図書館司書職員の事務職移動について、などの質問がありました。

最後に、町長から、学校図書と本館、分館との連携をＩＴを使ったような関係で、子どもたちができるだけ本に親しみやすい状況にできればと考えている、と答弁しました。

次に、15 ページをご覧ください。10、鈴木京子議員の「１．町の事業決定のプロセスに問題はないか」の（１）国府幼稚園統廃合等についての質問です。

町長からは、子ども・子育て支援新制度がスタートし「大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おいそ～」に位置づけた計画により、国府幼稚園をたかとり幼稚園に統合する計画となっている。国府地区の

園児の状況や、今後入園を希望されるお子さんの状況等を配慮し、募集停止は行わずに、統廃合の国府幼稚園の跡地には私立の認定こども園を誘致する計画とした。2回の説明会において、移行時に伴う御意見や要望をいただき、できる限り取り入れ、保護者の方々に負担がかからないよう努めていく、と答弁しました。

続いて、11、柴崎茂議員の「2. 大磯町教育委員会は町民・保護者の負託に応えているか」についての質問です。

町長からは、藤家教育長は、前教育長の辞任の伴い、残任期間の平成 27 年 3 月 31 日まで教育長をお務めいただいた。この間、教育行政の推進状況や教育に対する考え方、大磯町の教育行政の責任者を引き続きお任せできる方であると判断し、4 月 1 日から新教育委員会制度における教育長をお願いした。教育にかかわる課題は多岐にわたり、非常に複雑で、町民・保護者からの期待や要望もさまざまであるが、新しい時代をみずから切り開くことのできる人づくり、信頼される学校づくりの実現を目指して、教育行政の推進にその責任者として取り組んでいただけたと考えている。本年 4 月 1 日より地方教育行政法が改正され、町長として総合教育会議を開催し、教育委員会と協議をして教育に関する総合的な施策の大綱を策定することとなった。現在、教育委員会と協議・調整をしているが、大磯町における教育の課題やあり方を教育委員会と共有し、教育委員会がより町民・保護者の期待に応えられるよう今後も連携を図っていく、と答弁しました。

次に教育長から、現実的には、町民・保護者の願いや要望、期待はさまざまである。これまでに実施してきた諸事業についても、賛成や反対の御意見をいろいろいただき、町民・保護者の方々の全ての要望や期待に応えるのは大変難しい課題であるが、できる限りの期待に応えられるよう考え、努力を続けていく。教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野である。新教育委員会制度のもと、町長との連携を強化し、地域住民の方々の意向を反映することも意識して、町教育行政の責任者としての役割を果たしてまいりたい、と答弁しました。

再質問として、国府中学校で起こった事案について、教育委員会は町長にどのように伝えたか、教育委員会に出された報告書の内容について、などの質問がありました。

以上が一般質問の質問及び答弁の概要です。

次に 16 ページをお開きください。議案第 61 号、平成 26 年度大磯町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。本議案は、決算特別委員会が組織され、本委員会に審議を付託されました。教育委員会の審議は、9 月 25 日に行なわれ、177 問の質疑がなされました。

教育委員会の審議後、特別委員会委員による討論、引き続いて採決が行なわれ、賛成多数で平成 26 年度一般会計及び 4 特別会計決算は認定されました。

次に 10 月 1 日に本会議が開催され、議案第 61 号から 65 号の平成 26 年度決算の採決が行なわれ賛成多数で認定されました。

次に、17 ページをお開きください。議案第 67 号工事請負契約の締結についてです。こちらは、国府中学校体育館耐震補強・改修工事の契約について、議会の承認を求めたものです。主な質疑応答について報告します。

二宮加寿子議員からは、文化祭や卒業式など学校行事への影響について質問がありました。

竹内恵美子議員からは、敷地内にある防災備蓄倉庫について、改修後の耐用年数について質問がありました。

鈴木京子議員について、耐震・改修工事の第三者判定の必要性について、改修後の保証期間について質問がありました。

柴崎茂議員からは、耐震工事を先にすべきではなかったか、との質問がありました。

玉虫志保美議員からは、給食配膳室工事との関係は、説明会について質問がありました。

採決の結果、賛成多数で可決しました。

平成 27 年第 3 回大磯町議会定例会の概要報告については以上でございます。

なお、本議会の会議録については、後日、議会事務局より町ホームページに掲載されますので、会議録の詳細については後日ご覧いただきたいと存じます。以上です。

質疑応答) なし。

報告事項第 2 号 平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について

学校教育課副課長) 報告事項第 2 号 平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果につきまして報告いたします。

今回、文部科学省と神奈川県教育委員会から、暴力行為・不登校の全国と神奈川県の調査結果が公表されましたので、お手元の資料のとおり、全国・神奈川県の結果に加え、大磯町の状況をご報告いたします。なお、今年度に関しましては、岩手県での中学生の自死の事案を受けて、昨年度のいじめの再調査を 8 月中に行い、再度見直しをしている関係で、まだ全国と県の公表がありません。そこで、今回は大磯町で報告した「いじめの件数」につきましてはお報告いたしますが、全国と県の結果につきましては、公表がありました、お知らせさせていただきますので、ご承知おきください。

まず、資料 1「全国」の状況です。

1『暴力行為』は国公立の小・中・高等学校の状況になります。発生件数は 54,242 件です。昨年度からは約 5,103 件の減少となっております。

校種別では、小学校が約 572 件の増加、逆に中学校が約 4563 件の減少となっております。

形態別では、「生徒間暴力」が最も多く、6 割近くを占めている状況は変わりません。

3『不登校』につきましては、小・中学校の合計が 122,902 人で、前年度より約 3,200 人増加しています。

不登校児童生徒数の在籍者数に占める割合「出現率」は、小学校 0.39 %、

中学校 2.76%となっています。

次に、資料 2「神奈川県」の状況です。

1『暴力行為』の発生件数は、前年度より 929 件減少し 6,461 件でした。

小学校は前年度より 339 件減少して 2,179 件、中学校は前年度より 501 件減少して 3,922 件でした。

3『不登校』につきましては、前年度より 365 人増加し、9,363 人でした。

平成 20 年度から減少傾向にあったものが、平成 25 年度増加し、今回再びまた増加しています。

最後に、資料 3「大磯町」の状況です。

まず、暴力行為の発生件数は、分校を除くと小学校で 1 件、中学校では 3 件です。この 4 件は、形態別では生徒間暴力と器物破損に該当します。

対人暴力は無く、対教師暴力はすべて分校での発生となっています。

現在、小中学校の状況は、全体としては落ち着いていますが、今後も児童生徒の人間関係づくりに向けた取り組みを求めています。

いじめの認知件数は 33 件で、小学校で増加、中学校では減少しております。いじめはどの学校、どの学級、どの子どもにも起こる可能性があるものという基本認識を持ち、安易に認知件数の総数の増減にとらわれることなく、いじめ問題への対応を進めていくことが必要と考えています。教員の、いじめに対する意識が高まり、同時に子どもたちへ丁寧にアンケート調査等を実施していくことにより、今後は一定程度の認知件数がカウントされることが自然なことと考えられます。

資料の中段右側、いじめの解消率については、前年度と比較して高くはなっていますが、100%ではございません。このことにつきましては、教員から見て、一見解消したかと思われるケースについても、再びいじめとなるのではないかという意識を教員が持ち、継続して見守る体制を続けるようにしており、「一定の解消が図られたが、継続支援中」のほうで計上しているため、このような結果となっています。「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中のもの」を合わせた「改善率」は 100%になっております。

続いて、不登校の児童・生徒数ですが、小学校は前年度より 1 名の増加で 9 名、中学校は 1 名の増加で 10 名となっています。

小中学校ともに、病気欠席者を含めた年間 30 日以上欠席の長期欠席者数全体が増加しています。

一番下の学年別の表をご覧くださいと、小学校の 5 名、中学校の 5 名は前年度も不登校であったことが分かります。学校の取り組みにもかかわらず、不登校期間が長くなっているケースはそれだけ対応が難しくなっていると理解できます。不登校についても早期対応が求められます。

学校では、教育相談コーディネーターを中心に、チームとして不登校傾向の児童・生徒を把握するとともに、必要に応じて関係機関を含めて協議して対応しています。学校教育課としましても、各月 3 日欠席調査や学期ごとの長期欠席者調査、県による問題行動等短期調査により状況把握に努め、必要に応じて指導主事が学校への状況確認、助言を行っています。

また、児童生徒本人の課題だけでなく、家庭に送り出す力が乏しいケースや、家庭環境が複雑なケースなども増えており、スクールソーシャルワーカー等による福祉的アプローチも行っております。

最後に、不登校の児童・生徒に個別的な対応をするという考え方だけではなく、新たな不登校児童・生徒を生まないという未然防止の観点から、現在も3年目を迎えた「かながわ学びづくり推進研究委託事業」での取り組みから、分かる・楽しい授業づくりによる効果にも期待していきたいと考えております。報告につきましては、以上です。

質疑応答)

曾田委員) 今、大磯町のお話を聞かせていただきましたけれども、いじめは今、子ども対子どものことを指しているのですか。

学校教育課副課長) はい。そうです。

曾田委員) この場で質問するようなことではないような気もするのですが、教員が子どもをいじめるということは、過去に報告がありましたでしょうか。いじめと感ずることとか。案外、なかなか表に出てこないことが多いのですが、子どもがそういう訴えがあったか否か、そういうのは過去ございましたか。いじめですから、体罰とかも指しているわけではありませんけれども。

学校教育課副課長) 体罰調査は行っておりまして、教員から体罰のあったものは調査しておりますので、その中での把握はしておりますけれども、いじめがあったという、明らかなそういう報告はなくて、ただ体罰調査の中では、教師の言動も含めて、言葉の部分も含めたものはあったという報告は受けて、もちろん全て対応はしております。

曾田委員) わかりました。

青山委員) 質問ではなく意見で、真ん中のいじめについてですけれども、発生件数、認知件数のほかにいつも解消率、改善率というのが載せられています。子どもたちの人間関係の中で、けんかだったり、あるいはエスカレートしていじめであったり、そういう状況というのは、いつもどこかで起こる可能性があると思うのです。

その中で、きょうの神奈川新聞の朝刊に海老名の市立中学校で、いじめで重大事態が起きていたのですが、それに対する調査組織の立ち上げが10カ月もかかり、対応が遅すぎるという批判の記事が載っています。この案件でも4月に入学して、しばらくして言葉のいじめが始まったのですが、それが先生方はもちろん指導をして解消したという形になったのですが、夏休み明けたらまた再燃してしまって、そのお子さんが包丁を持ち出して自殺未遂を図ったという内容で、親御さんがそれに対して、調査や対応が学校や教育委員会は遅かったのではないかなというような形が出ています。

学校はもちろん早期発見して対応している中で、改善したのではないかな、解消したのではないかなという思いがあるのですけれども、それが本当に解消したのかという部分については慎重な対応が必要であり、じっくり丁寧に見ていかないと、本当の解消にはつながらないということをきょうの新聞記事で感じました。

大磯でも子どもたちのいじめの早期発見、解消については、非常にきめ細かく対応してくださっているということは、学校訪問とか学校の現場の先生方のお話から十分わかっているところですが、やはり子どもたちが問題なく学校に行きたい、行きたい学校というものを実現するために、教育委員会と学校と、あるいは家庭と連携して今後も注意深く取り組めたらいいのではないかと思います。

濱名委員) 不登校の生徒についてですが、人数が少ないと思うのです。大磯の中ですら、全て把握されていますか。

不登校の子どもたちというのは、大人が見に来てはくれているとは思いますが、同じクラスの生徒とか、そういうところの交流はありますか。

学校教育課副課長) 不登校になった子どもたちの状況は、一人一人の状況を学校のほうからもちろん聞いておりますし、一人一人によって状況が違いますので、それぞれの対応をしております。

その中で、先生がアプローチしたほうがいい場合と、それから子どもたち、お友達、仲間の力を借りて一緒に対応したほうがいいケース、それぞれあると思いますので、それぞれの子どもの状況、様子によっていろいろなアプローチ、専門機関等の連携も含めて、その子その子の一番いい解決方法はどういった方法かというのを考えて、それは取り組んでおります。その中に、やはりお友達が行ったり、お友達からのお手紙を届けたり、お友達からお電話をしたりとか、そういう取り組みをしている子どもも中にはいます。

濱名委員) 今、起立性調節障害とかすごく多くなっているというのですが、大磯の中にもそういうことが理由で不登校になっているという子はいますか。

学校教育課副課長) 中学生の子にとっても多いのですが、起立性調節障害、要するに、朝行こうとするとちょっと気分が悪くなってしまって、お腹が痛くなって、頭も痛くなってというような、ちょっと体の変わり目の中学生には非常に不登校の理由として多いケースではあります。やはり体を医療との連携で整えていくとともに、自分の体とか環境の変化に自分がきちっと対応できる力を、先生や友達の力、それから家族の力、地域の力を借りながら乗り越えていこうという対応はしています。やはり起立性調節障害のお子さんは、毎年不登校の中には何人かいます。確かにおっしゃるとおりです。

中野委員) まず一つ、確認なのですが、解消率と改善率を比べてみて、解消率は 80 何%とあって、改善率は 100%となるということは、改善率の 100 から、解消率の 80 何%を除いた 19%、20%は、どれも一つも取りこぼしなく、全て対応しているということでしょうか。

学校教育課副課長) はい、そうです。

中野委員) ありがとうございます。

それともう一つ、男女別の発生件数、真ん中にあるところですが、総数が少ないので何とも言えないのですが、例えば女子については、小2、小4、小6、中2と微増しています。男子の場合は小2、小5で増えているのです。これは女子の場合は隔年で、男子の場合は3年おきという、パターンが見えているような気がするのですが、これだけのデータではよくわからないので、こういうパターンが見えるということは何か対応策もある

のかなと思いました。

報告事項第3号 平成27年度優良PTA神奈川県教育委員会表彰について

生涯学習課長) この表彰は、優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱に基づいて実施されるものです。子どもの健全育成を図るPTA本来の目的と性格に照らし、優良な実績をあげているPTAを選定し表彰するものです。このたび、平成27年度優良PTAの表彰団体として「大磯町立大磯幼稚園保護者と先生の会」が選ばれました。表彰式については、平成27年11月16日に、神奈川県庁本庁舎にて執り行われることになっております。

次の頁、表彰要綱の抜粋のうち、第3条をご覧ください。この表彰は、第3条にありますように、神奈川県教育委員会教育長から、県内の各教育事務所長にあてて推薦を求めます。次いで、各教育事務所長は、各市町村教育委員会に対して推薦を求めるシステムとなっております。推薦対象は、管轄区域内の公立の幼稚園、認定こども園、小・中学校のPTAとなっております。要綱の第2条に、推薦基準がありますので、これに基づいて各市町村教育委員会で調査表、関係書類、そして推薦書を提出した中で、選出、表彰決定されたものです。

質疑応答) なし。

報告事項第4号 第14回大磯図書館まっりの開催について

生涯学習課長) 大磯図書館まっりは、多くの方々に本に親しみを持っていただくとともに、地域のふれあいの場として、さまざまな世代の方々に図書館へ集まっていただくことを目指して毎年開催しているものです。今年で14回目を迎えます。開催日時は、平成27年11月15日の日曜日、午前9時から午後3時まで、図書館本館において開催いたします。主催は図書館、共催として大磯図書館まつり実行委員会。また、NPO 法人大きなうちの協力をいただいております。

内容は、古本市、スペシャルおはなし会、折り紙教室、紙袋魚釣り、森の手作り広場、ぬりえと図書館クイズ、ティールームといった催し物を行います。開催の周知については、広報11月号、ホームページの他、ポスターを町内各施設等に掲示をお願いしてまいります。

質疑応答) なし。

報告事項第5号 図書館教養講座「資料と映像でたどるモダン・ジャズの歴史」の実施結果について

生涯学習課長) 図書館教養講座は、学習の場の提供と、より親しみやすい身近な存在としての図書館を目指して実施をいたしました。本年度のテーマは、『資料と映像でたどるモダン・ジャズの歴史』。平成 27 年 9 月 5 日から 26 日まで、毎週土曜日、全 4 回の講座で実施をいたしました。講師は、町内在住の音楽愛好家の方に務めていただいております。内容は、モダン・ジャズの代表的な演奏者 36 人を取り上げて、近年刊行されたモダン・ジャズの歴史に関する資料や解説資料などをもとに、エピソードや演奏の特徴などの解説を交えながら当時の映像を鑑賞いたしました。受講人数は 4 回で延べ 67 人でした。アンケートの結果をみますと、参加年齢は 40 代から 80 代、女性の方の参加も多く見られました。ご意見、感想としては、説明資料(4)意見・感想の欄に記載しておりますとおり、概ね好評でした。

質疑応答) なし。

報告事項第 6 号 企画展「海の中の植物・海藻～いろいろな色 いろいろな形～」の実施結果について

郷土資料館長) 報告事項第 6 号、企画展「海の中の植物・海藻 ～いろいろな色 いろいろな形～」の実施結果について、ご説明させていただきます。

資料裏面をご覧ください。今回の展示は、郷土資料館 平成 27 年度 第 2 回企画展として、平成 27 年 7 月 18 日(土)から 9 月 23 日(水・祝)まで、57 日間にわたって開催いたしました。

また、今回の企画展は、資料記載の内容で海藻おしば標本や海中写真等により展示を構成しております。

会期中の入館者は 5,108 人で、1 日平均 90 人近くの方が来館されたことになります。

質疑応答) なし。

報告事項第 7 号 旧吉田茂邸再建検討会議の開催結果について

郷土資料館長) 報告事項第 7 号、「旧吉田茂邸再建検討会議の開催結果について」ご説明いたします。

資料をお開きください。旧吉田茂邸再建検討会議は、平成 26 年 9 月に政策会議の下部組織として設置され、諸般の検討事項について協議を重ねてまいりました。本年 6 月開催の第 8 回会議の後、7 月定例会においても検討会議の中間報告をさせていただきましたが、今月第 9 回会議が開催されましたので、開催結果について報告させていただきます。

開催日程は、平成 27 年 10 月 7 日（水）10 時から 12 時まで、場所は県立大磯城山公園 旧吉田茂邸地区管理休憩棟、出席者は検討会議構成員 8 名、事務局 2 名です。

内容は、協議内容記載の 7 項目で、特記事項といたしましては、議題 1 の工事進捗状況につきまして、資料最終ページに、管理休憩棟に掲げてある資料を添付しておりますが、現在、基礎工事を経て木工事（柱・梁の立ち上げ）が進んでいる状況で、実際に現地での視察をも行ないました。

質疑応答)

曾田委員) 議題の 5 について、運営に当たっての懸念事項であります。もしお話ししていただけるのであれば、どのようなことが話し合われたのか教えてください。

郷土資料館長) これは平成 24 年度から 25 年にかけて、旧吉田茂邸利活用検討委員会という会議が持たれ、運営等について多くの提言をいただいております。県立公園内に設置する施設でございますので、議題の 3 にありますように、管理者であります平塚土木事務所との調整を行なっておりますが、その状況について、議題の 5 においてご説明をしたという内容でございます。

曾田委員) 例えば、建設に関しまして、いろんな方々の寄附金とか、それから国のお金の問題とかございますが、そういったことに関しては順調にいつているのか、懸念事項はあるのかないのか、教えてください。

郷土資料館長) 建築に際しましては、寄附に基づいた基金と、国からの交付金によって賄うという形で進めておりまして、現在、27 年度の交付金につきましては、県との調整を行っているところという報告をこの会議の際にはさせていただきました。

(その他)

事務局) 次回の定例会は、11 月 19 日(木)、午前 9 時から、大磯町役場 4 階第 1 会議室で開催予定です。午後は、国府小学校訪問となります。

教育長) それでは、以上をもちまして、平成 27 年度 大磯町教育委員会第 7 回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成27年11月19日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____